（有線電気通信法施行規則の一部改正）

第五条　有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二、別紙様式第三及び別紙様式第八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方税法施行規則の一部改正）

第六条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十六条第一項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十七条第一項」を「産業標準化法第二十条第一項」に改める。

第一号の二様式、第三号様式、同様式別表、第五号の九様式、第五号の十四様式、第五号の十四の二様式、第六号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第七号の三様式まで、第十号様式から第十号の四様式まで、第十一号様式、第十三号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十六号の三様式まで、第十六号の五様式から第十六号の十様式別表まで、第十六号の十二様式、第十六号の十二様式別表、第十六号の十四様式から第十六号の三十三様式まで、第十六号の三十五様式から第十八号様式まで、第二十号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第二十号の五様式まで、第二十二号の二様式、第二十二号の三様式、第二十六号様式から同様式別表二まで、第三十号様式から同様式別表四まで、第三十三号の四様式から第三十四号の二の二様式まで、第三十四号の二の六様式、第三十四号の五様式から第三十四号の十二様式まで、第四十四号様式から同様式別表四まで及び第四十九号様式から第五十一号の二様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部改正）

第七条　国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、同様式附表、第二号様式及び第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式附表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則の一部改正）

第八条　電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和」を削り、「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第九条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十条の五第一号を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一条の三第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十条の五第一号中「日本工業規格G三一〇一」を「日本産業規格G三一〇一」に、「日本工業規格G三一〇六」を「日本産業規格G三一〇六」に、「日本工業規格G三一一五「圧力容器用鋼板」」を「日本産業規格G三一一四「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に、「日本工業規格G三一一五「圧力容器用鋼板」」に改める。

様式第一から様式第十七まで、様式第十八から様式第二十まで、様式第二十三及び様式第二十五から様式第四十三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第十条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、別表第四号から別表第六号まで及び別表第九号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防法施行規則の一部改正）

第十一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四条の三第四項第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十二条　消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十三条　消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十四条　閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十五条　金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号までの規定中「平成」を削り、「日本工業規格B列5」を「日本産業規格A4」に改める。

（沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第十七条　沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年郵政省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式及び別紙第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部改正）

第十八条　郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

付録様式一及び付録様式二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第十九条　航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。